

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(社会福祉課)

一

告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(同)

四

○農用地利用配分計画の認可

(農業振興課)

四

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

四

○道路の区域変更

(道路課)

五

○道路の供用開始

(同)

五

人事委員会

○人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

五

収用委員会

○旧北上川石巻中央事件審理の開催

五

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十四号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成元年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「法第五十五条の四第一項の規定により」を削り、「を支給」を「の支給の可否を通知」に、「により通知しなければ」を「又は就労自立給付金申請却下通知書(様式第三十七号の三)によらなければ」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(進学準備給付金申請書等)

第十五条の二 省令第十八条の九第一項に規定する申請書は、進学準備給付金申請書(様式第三十七号の四)によるものとする。

2 保健福祉事務所長は、進学準備給付金の支給の可否を通知するときは、進学準備給付金決定通知書(様式第三十七号の五)又は進学準備給付金申請却下通知書(様式第三十七号の六)によらなければならぬ。

様式第三十七号の二の次に次の四様式を加える。

様式第37号の3 (第15条関係)

第 年 月 日 号

様

宮城県

保健福祉事務所長

就労自立給付金申請却下通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金は、次の理由で却下します。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

(教示)

1 この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定に不服があるときは、この決定についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合は、審査請求の裁決を経ることなく、この決定についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合)にあっては、当該不備を補正した日(の翌日から起算して50日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内)に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第37号の4 (第15条の2関係)

進学準備給付金申請書

年 月 日

宮城県

保健福祉事務所長 殿

申請者(進学する者) 住所
氏名

印

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名

2 大学等に進学する者の生年月日 年 月 日

3 進学先(学校名)

4 進学後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)

大学等進学前の住宅と同じ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記入してください。)

居住(予定)地

5 関係書類

(1) 入学手続きに着手していることが確認できる以下のいずれかの書類(該当する□にチェックを入れてください。)

入学金を納付したことを証明する書類の写し

入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し

入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し

(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し

(3) その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合は、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先(大学等に進学する者の口座に限り。)

金融機関名 銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 支店(ゆうちょ銀行を除く。)

支店番号 支店(ゆうちょ銀行のみ記入してください。)

記 号 普通預金 当座預金

預金種類 (該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 (右に詰めて記入してください。)

(カナ)

口座名義人

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第37号の5 (第15条の2関係)

第 年 月 日 号

様

宮城県 保健福祉事務局長

進学準備給付金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法による進学準備給付金を、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給決定理由
- 3 支給日及び支給方法
- 4 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定のあった日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この決定に不服があるときは、この決定についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合は、審査請求の裁決を経ることなく、この決定についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (備考) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第37号の6 (第15条の2関係)

第 年 月 日 号

様

宮城県 保健福祉事務局長

進学準備給付金申請却下通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金は、次の理由で却下します。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服があるときは、この決定についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合は、審査請求の裁決を経ることなく、この決定についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

告 示

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県告示第七百十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五〇二〇〇九一	事業所の名称及び所在地 青い鳥児童館 石巻市蛇田字北経塚 十八番十	廃止する指定障害児通所支援の種類 児童発達支援	設置者名 特定非営利活動法人夢みの里	廃止年月日 平成三十年六月二日
--------------------	--	----------------------------	-----------------------	--------------------

○宮城県告示第七百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一〇二〇〇二五七	事業所の名称及び所在地 アマミカ石巻介護センター 石巻市丸井戸一六 一十八	廃止する指定障害福祉サービスの種類 居宅介護・重度訪問介護	設置者名 株式会社HC M	廃止年月日 平成三十年五月三十一日
○四一〇七〇〇一二四	ニチイケアセンター たてこし 名取市植松四丁目十 七一十二	同行援護	株式会社ニチイ学館	平成三十年三月三十一日
○四一〇九〇〇〇三九	公益財団法人宮城厚生協会 ケアステーション つくし介護 多賀城市笠神一丁目 八番二十八号	同行援護	公益財団法人宮城厚生協会	平成二十八年八月三十一日

○四一〇九〇〇一二〇

アースサポート多賀城
多賀城市伝上山三丁目
一番地二十八号

同行援護

アースサポート株式会社

平成三十年三月三十一日

○四一一一〇〇〇六八

ニチイケアセンター
岩沼市中央一丁目四
十五

同行援護

株式会社ニチイ学館

平成三十年三月三十一日

○四一二四〇〇〇六一

社会福祉法人巨理町社会福祉協議会
居宅介護事業所
巨理郡巨理町字旧館
六一一七

同行援護

社会福祉法人巨理町社会福祉協議会

平成三十年三月三十一日

○四一二四〇〇一四五

ニチイケアセンター
巨理郡巨理町字新町
四十五番四

同行援護

株式会社ニチイ学館

平成三十年三月三十一日

○四一二七〇〇二六二

セントケア富谷中央
富谷市東向陽台三丁目
二二十八番二号

同行援護

セントケア宮城株式会社

平成三十年三月三十一日

○宮城県告示第七百十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成三十年七月十七日

○宮城県告示第七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市磯草三九七の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

駐車場用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年七月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 加瀬沼公園線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城県利府町利府字新揺橋五七番地先から 同郡同町利府字新谷地脇四〇番一地先まで	前	一一・二	二九・一	九一〇・三
	後	一一・六	二九・〇	九〇八・五

○宮城県告示第七百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年七月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	加瀬沼公園線	宮城県利府町利府字新揺橋五七番地先から 同郡同町利府字新谷地脇四〇番一地先まで	平成三十年 七月十七日

人事委員会

○宮城県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年七月十七日

宮城県人事委員会

委員長職務代理人 佐 藤 裕 一

人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務専決規程（昭和五十六年宮城県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号中「のうちポイラー等の諸検査等に関する事務」を「の行使」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第十号

国土交通大臣起業の一級河川北上川水系田北上川河口部改修工事（左岸：宮城県石巻市大瓜字宿前地内から同市大瓜字上大塚前地先河川敷地まで及び右岸：宮城県石巻市雲雀野町一丁目地先河川敷地から同市大橋二丁目地先河川敷地まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事に係る土地収用事件（旧北上川石巻中央事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。
平成30年7月17日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 平成30年9月3日（月）午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等